

5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《92,624百万円→94,706百万円》

(1) 虐待を受けた子ども等への支援の強化

89,087百万円

① 地域における体制整備

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)及び養育支援訪問事業の普及・推進を図るとともに、「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)において新たに情報の共有化を図るなどの機能強化を図る。

② 児童相談所の機能強化

児童相談所において、新たに親子での宿泊方式の訓練の実施や親族も含めた援助方針会議の実施など家族再統合への取組を進めるとともに、一時保護所の整備を促進する。

③ 社会的養護体制の拡充

83,779百万円

虐待を受けた児童など要保護児童が入所する児童養護施設等においては、児童の状況に応じた適切なケアが必要であることから、施設におけるケア単位の小規模化を推進するため、小規模グループケアの実施か所数の増(645か所→703か所)を図るとともに、管理宿直を行う非常勤職員を配置するなど社会的養護体制の拡充を図る。

(2) 配偶者からの暴力(DV)防止

5,619百万円

配偶者からの暴力への対策を推進するとともに、人身取引被害者の支援体制を強化するため、婦人保護施設における通訳及びケースワーカー(外国人専門生活支援者)の経費や医療費を計上し、機能の充実を図る。

6 母子保健医療対策の充実

《19,301百万円→23,058百万円》

(1) 不妊治療等への支援

8,093百万円

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する(1回あたり15万円を年2回まで)などの支援を行う。

(2) 小児の慢性疾患等への支援

14,733百万円

小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を行う。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

7 仕事と家庭の両立支援

《9,969百万円→9,780百万円》

(1)改正育児・介護休業法の円滑な施行 4,861百万円

改正育児・介護休業法の円滑な施行のため、改正内容の周知徹底を図るとともに、短時間勤務制度を定着促進するための支援を行うことにより、継続就業しながら育児・介護ができる環境を整備する。

(2)男性の育児休業の取得促進 30百万円

父親も子育てができる働き方の実現に向けて、父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を延長(1歳2ヶ月)する制度(パパ・ママ育休プラス)等の導入を内容とする育児・介護休業法の改正の周知徹底等により、男性の育児休業取得を促進する。

(3)育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化 407百万円

育児休業の取得等を理由とする解雇、退職勧奨等不利益取扱いが増加していることから、労使からの相談対応、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制を整備することにより、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を強化する(育児・介護休業トラブル防止指導員の設置等)。

○「育児・介護休業トラブル防止指導員」の設置

平成21年度第2次補正予算案(28百万円)において、いわゆる「育休切り」等のトラブルを防止するための周知・指導や、個別の事案に関する相談対応を担当する「育児・介護休業トラブル防止指導員」(新規)を設置する(都道府県労働局雇用均等室に計47名)。

(4)事業所内保育施設に対する支援の推進 3,921百万円

事業所内保育施設設置・運営等助成金について、事業所内保育施設を設置、運営する中小企業に対する助成率の引上げ(1/2→2/3)を引き続き実施する。

(5)中小企業における次世代育成支援対策の推進 560百万円

「中小企業一般事業主行動計画策定推進2か年集中プラン」の実施により、中小企業における次世代育成支援対策を推進する。

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進

《853百万円→695百万円》

(1) 職場における男女雇用機会均等の推進 430百万円

男女雇用機会均等法の履行確保のため、厳正的確な指導を行うとともに、迅速な紛争解決の援助を実施する。

(2) ポジティブ・アクションの取組の推進 265百万円

男女雇用機会均等法の履行確保とともに、男女労働者の格差の解消をめざした企業の積極的かつ自主的な取組(ポジティブ・アクション)を進めるため、その周知と取組のノウハウを提供する。

2 育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化(再掲)

3 パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進

《1,622百万円→1,380百万円》

パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保、正社員転換の実現を図るため、パートタイム労働法に基づいた確かな指導等を実施するとともに、専門家(均衡待遇・正社員化推進プランナー(141名))による相談・援助や雇用管理改善を行う事業主に対する助成金(40万円～60万円(大企業30万円～50万円))の支給等により、その取組を支援する。

4 多様な働き方に対する支援の充実

《212百万円→210百万円》

(1) 短時間正社員制度の導入・定着の促進 147百万円

短時間でも正社員としての安定した働き方である短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、導入企業の具体的事例等に基づくノウハウの提供等を行うとともに、特に制度の定着を支援するため、本制度を運用する事業主に対する助成措置の拡充(制度利用者2人目～10人目まで:15万円→20万円(大企業10万円→15万円))を図る。

(2) 良好な在宅就業環境の確保 63百万円

専門家及び相談員による在宅就業に関する相談対応や、セミナーの開催を通じた在宅就業者のスキルアップ支援を行うとともに、在宅就業を仲介する機関による安定的な仕事の確保の支援等により、適正な在宅就業環境の整備を図る。

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案の概要

(平成22年1月29日閣議決定、国会提出)

趣旨

次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、平成22年度において、中学校修了前までの子どもについて、子ども手当を支給する制度を創設する。

概要

(1) 子ども手当の支給

- ・中学校修了までの子ども一人につき、月額1万3千円(所得制限なし)の子ども手当を父母等に支給。
- ・支給等の事務は、市区町村(公務員は所属庁)。
- ・支払月は、平成22年6月、10月、平成23年2月、6月。

(2) 子ども手当については、児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。(公務員については所属庁が負担)

(3) 児童育成事業(放課後児童クラブ等)については、事業主拠出金を原資として実施。

(4) 子ども手当を市区町村に簡便に寄附できる仕組みを設ける。

(5) 児童手当の既受給者に係る申請免除等の経過措置を設ける。

(6) 政府は、子ども手当の平成23年度以降の制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

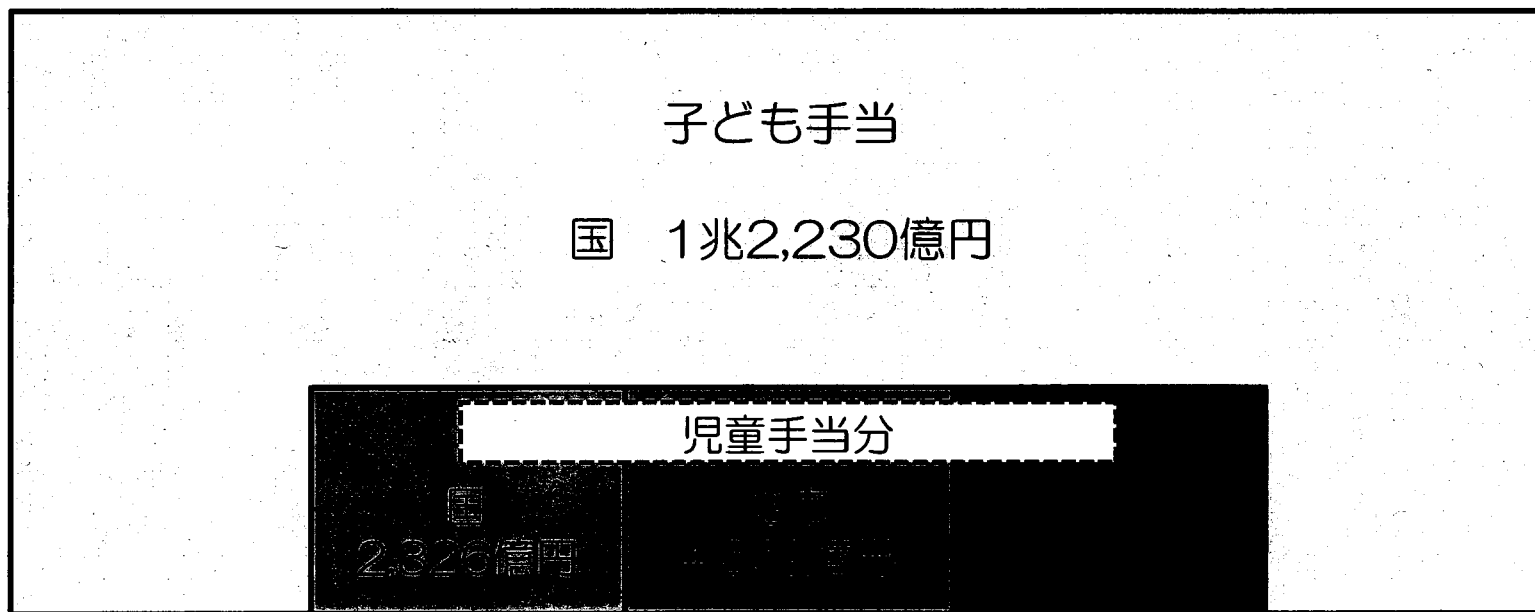
施行日

平成22年4月1日

子ども手当の創設（平成22年度予算案）

○ 子ども手当の創設（国庫負担金） 1兆4,722億円

〔 うち、給付費：1兆4,556億円（10か月分を計上）
事務費：166億円（市町村分164億円） 〕



※1 上記とは別に、公務員については所属庁から支給する。
（国家公務員分：425億円、地方公務員分：1,486億円）

※2 地方公務員に係る額の引上げ等に伴い、地方公共団体の負担が実質的に増大しないよう、別途、「児童手当及び子ども手当特例交付金」（2,337億円）を措置。

※3 子ども手当の円滑な実施を図るため、システム経費（123億円）を平成21年度二次補正予算に計上。

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案要綱

第一 趣旨

この法律は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成二十二年度における子ども手当の支給について必要な事項を定めるものとする。 (第一条関係)

第二 受給者の責務

子ども手当の支給を受けた者は、第一の支給の趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従って用いなければならぬものとする。 (第二条関係)

第三 定義

一 「子ども」とは、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいうものとする。 (第三条第一項関係)

二 「父」には、母が子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。 (第三条第二項関係)

第四 子ども手当の支給

一 支給要件

子ども手当は、次のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給するものとする。

(第四条関係)

- (一) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母
- (二) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者
- (三) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持するもの

二 子ども手当の額

子ども手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、一万三千円に子ども手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）に係る子どもの数を乗じて得た額とすること。

(第五条関係)

三 認定

受給資格者は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について

て、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないものとする
こと。（第六条関係）

四 支給及び支払

(一) 市町村長は、三の認定をした受給資格者に対し、子ども手当を支給するものとする。 （第七条
第一項関係）

(二) 子ども手当の支給は、受給資格者が三の認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、平成二十
三年三月（同年二月末日までに子ども手当を支給すべき事由が消滅した場合には、当該子ども手当を
支給すべき事由が消滅した日の属する月）で終わるものとする。 （第七条第二項関係）

(三) 子ども手当は、平成二十二年六月及び十月並びに平成二十三年二月にそれぞれの前月までの分を、
同年六月に同年二月分及び三月分を、それぞれ支払うものとする。ただし、前支払期月に支払う
べきであった子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、その支
払期月でない月であっても、支払うものとする。 （第七条第四項関係）

五 子ども手当の額の改定

子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が増額又は減額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日又は減額の事由が生じた日の属する月の翌月から行うものとする。 (第八条第一項及び第三項関係)

六 支給の制限等

支給の制限、未支払の子ども手当の支払、支払の調整、不正利得の徴収について規定するものとする。 (第九条から第十三条まで関係)

七 受給権の保護

子ども手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができないものとする。 (第十四条関係)

八 公課の禁止

租税その他の公課は、子ども手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができないものとする。 (第十五条関係)

九 公務員に関する特例

公務員については、所属庁が子ども手当を支給すること。（第十六条関係）

第五 費用

一 子ども手当の支給に要する費用の負担

(一) 子ども手当の支給に要する費用（第六の二により児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定により支給する児童手当又は同法の規定により支給する児童手当に相当する給付とみなされる部分の支給に要する費用を除く。）については、国が負担するものとする。ただし、次に掲げる子ども手当の支給に要する費用は、それぞれ次に定める者が負担するものとする。（第十七条第一項及び第二項関係）

イ 各省各庁の長又はその委任を受けた者が認定をした国家公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 国

ロ 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 当該都道府県

ハ 市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費

用 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）

(二) 国庫は、予算の範囲内で、子ども手当に関する事務の執行に要する費用を負担するものとする。こと。

（第十七条第三項関係）

二 市町村に対する交付

(一) 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が支給する子ども手当の支給に要する費用のうち、支給資格者等の区分に応じて定める割合に相当する額を交付するものとする。こと。

第十八条第一項関係）

(二) 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が支給する子ども手当の事務の処理に必要な費用を交付するものとする。こと。（第十八条第二項関係）

第六 児童手当法との関係

一 児童手当等支給資格者に対する子ども手当の支給の基本的認識

児童手当法に規定する支給資格者に対する子ども手当に関しては、児童手当等の給付の額に相当する部分が児童手当法の規定により支給する児童手当等の給付であるという基本的認識の下に、この章に定

めるところによるものとする。 (第十九条関係)

二 受給資格者における児童手当法の適用

- (一) 受給資格者のうち児童手当法の児童手当の受給資格者 (所得の制限の規定により児童手当が支給されない者を含む。) に支給する子ども手当の額のうち、同法の規定によりその者に対して支給されるべき児童手当の額 (所得の制限の規定により児童手当が支給されない者については、当該所得の制限の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当の額とする。) に相当する部分については、同法の規定により支給する児童手当とみなし、児童手当法の一部の規定を適用するものとする。

(第二十条第一項関係)

- (二) 受給資格者のうち児童手当法の小学校修了前特例給付受給資格者 (所得の制限の規定により児童手当に相当する給付が支給されない者を含む。) に支給する子ども手当の額のうち、同法の規定によりその者に対し支給されるべき児童手当に相当する給付の額 (所得の制限の規定により児童手当に相当する給付が支給されない者については、所得の制限の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当に相当する給付の額とする。) に相当する部分については、同法の規定により支給する児童

手当に相当する給付とみなし、児童手当法の一部の規定を適用するものとする。 (第二十条第二項関係)

三 平成二十二年度の月分の児童手当等の支給における特例

児童手当等の受給資格者は、平成二十二年度分の児童手当等について、児童手当等の支給要件に該当しないものとみなすものとする。 (第二十一条関係)

第七 雑則

一 子ども手当に係る寄附

(一) 受給資格者が、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、当該受給資格者に子ども手当を支給する市町村に対し、子ども手当の支払を受ける前に、当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、当該寄附を受けるため、受給資格者が支払を受けるべき子ども手当の額のうち当該寄附に係る部分を、受給資格者に代わって受けることができるものとする。 (第二十三条

第一項関係)

(二) 市町村は、(一)により受けた寄附を、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために使用

しなければならないものとする。 (第二十三条第二項関係)

二 時効等

時効、期間の計算、不服申立てと訴訟との関係、受給資格者の届出、市町村長の調査及び資料の提供等、公務員に子ども手当を支給する所属長の厚生労働大臣への報告並びに都道府県知事及び市町村長の意見の申出について定めるものとする。 (第二十四条から第三十条まで関係)

三 事務の区分

この法律（一及び厚生労働大臣への意見の申出を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（受給資格者が公務員である場合の所属庁が行う認定等に関する事務を含む。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に規定する第一号法定受託事務とすること。 (第三十一条関係)

四 厚生労働省令への委任

この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定めるものとする。 (第三十二条関係)

五 罰則

偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処するものとする。ただし、刑法に正条があるときは、刑法によるものとする。 (第三十条関係)

第八 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第九 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十二年四月一日から施行するものとする。ただし、四については公布の日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 検討

政府は、子ども手当の平成二十三年度以降の制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第二条関係)

三 経過措置及び関係法律の整備

施行日の前日における児童手当等の受給者が、施行日において子ども手当の支給要件に該当するとき
は、子ども手当の認定の請求があつたものとみなし、施行日の属する月から子ども手当の支給を始める
ものとするなど、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規
定の整備を行うものとする。 (附則第三条から第十九条まで関係)

四 三に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとする。 (

附則第二十条関係)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案の概要

趣旨

一人親家庭の生活の安定と自立を促進し、もって児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当について父子家庭の父を支給対象とする措置を講ずること。

概要

1. 児童扶養手当の父子家庭への支給

現行、支給対象となっていない「子と生計を同じくしている父」について、児童扶養手当の支給対象とする。

2. 施行期日等

(1) 施行日

平成22年8月1日

(2) 経過措置等

請求の手續等について所要の経過措置を設ける等する。

児童扶養手当の支払い時期と所要額について

児童扶養手当を父子家庭へ支給した場合の世帯数及び所要額

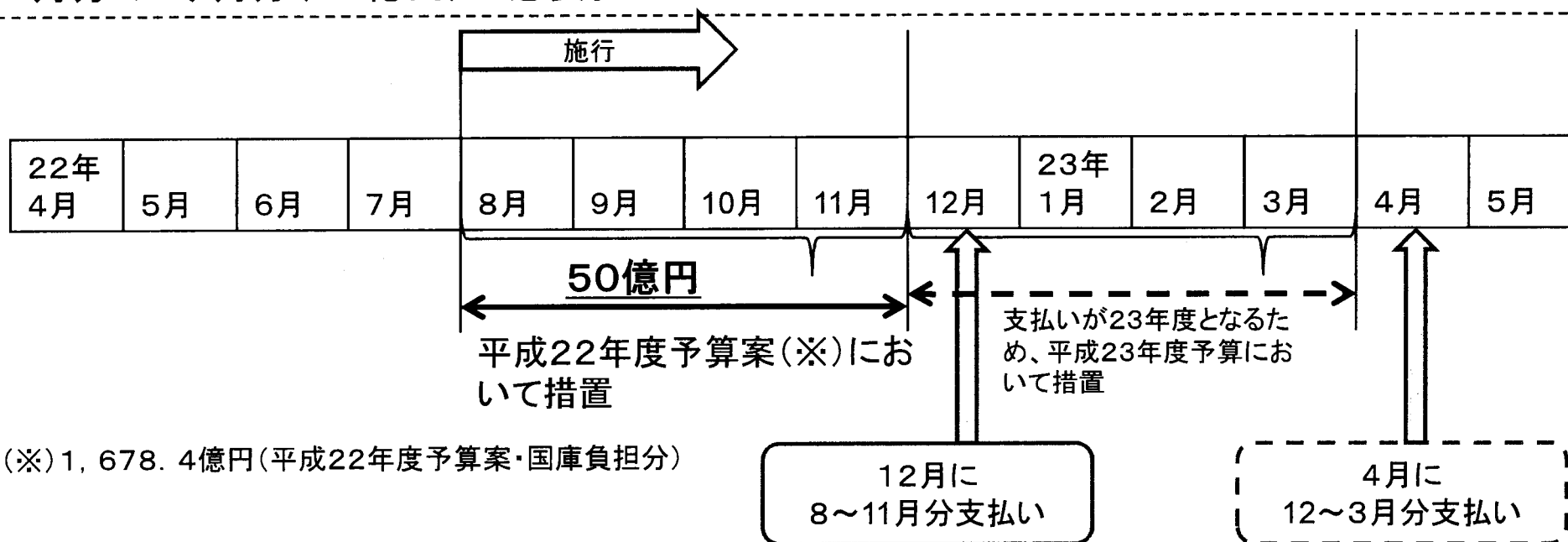
受給見込み数	父子世帯数※	所要額(12ヶ月分)
約10万世帯	約20万世帯	約150億円(国庫)

※ 平成18年度全国母子世帯等調査等による粗い推計

(注) 父子世帯については、平成18年度母子世帯等調査等を基に母子世帯と同じ要件(所得制限等)で父子家庭にも支給するとした場合の推計

○児童扶養手当は、8月、12月、4月を支払い期月としており、支払月の前月までの手当を支払う。

○父子家庭への支給は、平成22年8月施行を予定しているため、平成22年度は、8月～11月分の4ヶ月分(50億円)が必要。



(※) 1,678.4億円(平成22年度予算案・国庫負担分)

児童扶養手当制度の概要(現行)

1. 目的	離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。						
2. 支給対象者	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母又は養育する者（祖父母等）。						
3. 予算額	1,614.6億円（21年度予算・国庫負担分）		1,678.4億円（22年度予算案・国庫負担分。父子も含む）				
4. 手当の支給主体及び費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和60年8月以降の新規認定者（都道府県知事支給対象者） 支給主体……都道府県、市等 ※費用負担……国 1/3 都道府県、市等 2/3 〔 ・昭和60年7月以前の既認定者等（国支給対象者） 平成21年3月末 387人 〕 支給主体……国 費用負担……国 10/10 						
5. 手当額（月額）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童1人の場合 全部支給 41,720円、一部支給 41,710円から9,850円まで ・児童2人以上の加算額 2人目 5,000円 3人目以降1人につき 3,000円 						
6. 所得制限限度額(収入ベース)	<ul style="list-style-type: none"> ・本人 全部支給(2人世帯) 130.0万円、一部支給(2人世帯) 365.0万円 ・扶養義務者(6人世帯) 610.0万円 						
7. 一部支給停止措置(平成20年4月から)	<ul style="list-style-type: none"> ・受給資格者(母のみ) <p>支給開始月の初日から起算して5年(支給事由発生から7年)を超える場合に、受給者等の障害等により就業困難な事情がないにもかかわらず就業意欲がみられない場合については、手当の1/2を支給停止する。ただし、3歳未満の児童を育てている場合は、3歳までの期間は受給期間に含めない取扱いとする。</p>						

8. 平成21年3月末受給者数(厚生労働省福祉行政報告例)

総数	生別母子世帯		死別 母子世帯	未婚の 母子世帯	父が障害者 世帯	父による遺棄 世帯	その他の世帯 (養育者等)
	離婚	その他					
966,266 (100.0%)	845,543 (87.5%)	1,503 (0.2%)	8,629 (0.9%)	78,245 (8.1%)	2,615 (0.3%)	4,318 (0.4%)	25,413 (2.6%)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

現在、児童扶養手当が支給されていない父子家庭の生活状況等にかんがみ、当該家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、母と生計を同じくしない児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父に児童扶養手当を支給すること。

第二 改正の要点

一 目的

父と生計を同じくしていない児童に加え、母と生計を同じくしていない児童について児童扶養手当の対象とし、これらの児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とすること。（第一条関係）

二 支給要件

母と生計を同じくしていない児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしている児童の父を新たに児童扶養手当の支給対象とすること。（第四条関係）

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、一部を除き平成二十二年八月一日から施行すること。（附則第一条関係）

二 経過措置等

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。（附則第二条から第四条まで、第六条及び第七条関係）

三 検討

政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭における父又は母の就業状況及び当該家庭の経済的な状況等を勘案し、当該家庭の生活の安定及び自立の促進並びに児童の福祉の増進を図る観点から、児童扶養手当制度を含め、当該家庭に対する支援施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるも

の
と
す
る
こ
と
。

(附則第五条関係)